

誓約事項

ビザ申請人（以下、単に「申請人」という。）の招へい人として、以下の事項について同意します。

- ア 招へい人は、招へい理由書の作成、待機施設等の確保（自宅等待機が必要な場合に限る。）、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や有症状、陽性者の発生時等の対応を行うこと。
- イ ビザ申請時の招へい内容に変更が生じた場合には、入国前に再申請を確実に行うこと。
- ウ 申請人が新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等になった際に備えて、待機場所の近隣の医療機関の所在・診療時間等の情報を把握しておくこと。
- エ 申請人に対して、関連サイトや資料等により、入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報を提供すること。
- オ 申請人が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、入国前に①MySOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールすること、②可能な限り検査証明などの情報を入国前に MySOS に入力し、事前に審査を終えておくこと、③Visit Japan Web サービス（入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス）を利用すること、について申請人に案内すること。スマートフォンを用意できない場合には、入国時、空港でスマートフォンを借りる必要があることを申請人に案内すること（自宅等待機が必要な場合に限る。）。
- カ 申請人の待機施設等を確保するとともに、申請人が当該施設等に確実に移動できるよう、移動手段についての案内を行うこと（自宅等待機が必要な場合に限る。）。
- キ 申請人について、電話・メール等により、待機期間中の待機施設等での待機、健康状態についての確認を毎日行うこと（自宅等待機が必要な場合に限る。検疫所の指定する施設での待機の場合を除く。）。また、待機施設等に待機していない等の申請人の誓約違反（申請人が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容違反）の連絡が関係行政機関からあった場合には、その是正や調査に協力すること。
- ク 申請人について、待機期間の短縮を行う場合には、要件を満たす検査の受検を手配すること（自宅等待機が必要な場合に限る。）。
- ケ 申請人が新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等となった場合、必要に応じて、速やかに医療機関を受診させること。また、保健所等から指示があった場合にはそれに従うこと。
- コ 申請人に対して、感染防止対策を徹底（①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）させること。
- サ 検疫法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、出入国管理及び難民認定法等の水際制度関連法令を遵守すること。
- シ 申請人の訪日目的は、観光ではないこと。
- ス 上記の誓約に違反した場合又は申請人が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容に違反した場合（いずれも不実の記載があった場合を含む。）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該招へい人の氏名が公表され得ること、また、当該招へい人が招へいする者のビザ申請を以後受け付けないことがあり得ること。